番号:諮問第159号

答申日:平成31年3月20日

# 答申

#### 第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった 別紙に記載の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)について行った部 分開示決定及び非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成 28 年和歌山県条例第 12 号)による改正前の和歌山県情報公開条例(平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 4 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に対し本件公文書を特定し、一部 を開示する部分開示決定及び非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開 示しない部分及び当該部分を開示しない理由並びに非開示決定の理由をそれぞれ 次のとおり記載して、平成27年7月16日付け総第07060002号で異議申立人に通 知した。
  - (1) 平成27年7月16日付け総第07060002号による部分開示決定通知
    - ア 公文書の名称

第106回情報公開審查会会議録

- イ 開示しない部分
  - 異議申立人の氏名及び異議申立人との質疑応答の内容
- ウ 開示しない理由

条例第7条第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため

- (2) 平成27年7月16日付け総第07060002号による非開示決定通知 ア 公文書開示請求書に記載された公文書の名称等 平成24年1月20日開会の審査会会議録の録音テープについてCD収録の 開示。
  - イ 開示請求に係る公文書を保有していない理由 作成又は取得していないため
- 3 異議申立人は、平成27年7月18日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、条例前文の趣旨に基づいた処理を行い、開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 会議録の部分開示決定について

意見陳述を事務局が改竄したり、述べた意見の趣旨を審査会と共謀して実施機関の思う通りの趣旨に変更した上で実施機関の意向に沿った答申をすることは賄賂にあたる。意見陳述の本人が何を述べて意見陳述が答申にどのように反映されたかを知るための情報公開請求を他人の個人情報と置き換え塗りにするなどもっての外である。

(2) 録音記録の非開示決定について

「作成又は取得していない」理由による非開示決定通知は、意見陳述の機会を与えておきながら録音せず、実施機関(事務局)と共謀して、テープ収録を 隠し、又は共謀して証拠隠滅を図ったものと思われても仕方が無い。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由

説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

# 1 会議録の部分開示決定について

第106回情報公開審査会では諮問第66号及び第67号に関する異議申立人の意見 聴取が行われている。

異議申立人の氏名や質疑応答の内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

よって、条例第7条第2号により個人情報を非開示とした部分開示決定を行った。

## 2 録音記録の非開示決定について

情報公開審査会の録音記録については、担当職員が会議中に書き留める速記メモ と同様、担当職員が会議録を作成するまでの個人メモとして取り扱われ、会議録が 作成された時点で廃棄されている。

よって、公文書として作成又は管理される録音記録は存在しないため、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

# 2 対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は平成24年1月20日に 開催された第106回情報公開審査会の会議録及び録音記録を求めていると認めら れる。実施機関は、会議録については条例第7条第2号に該当するとして部分開示 決定を、録音記録については不存在として非開示決定を行った本件処分を妥当とし ていることから、それぞれの処分の妥当性について検討する。

# 3 本件処分の妥当性について

## (1) 会議録の部分開示決定について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、原則として開示しない旨規定している。

ただし、同号ただし書アにおいては法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除いている。

よって、当審査会では、会議録についてインカメラ審理を行い、非開示とされた部分ごとに検討を行った。

#### ア 異議申立人の氏名

異議申立人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

よって、異議申立人の氏名は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

## イ 異議申立人との質疑応答の内容

インカメラ審理により見分を行った会議録によると、非開示とされた部分は 異議申立人の発言、委員の発言、事務局の発言の3つに分けられる。

異議申立人の発言については、発言全般にわたり、異議申立人が行った他の 異議申立て案件など異議申立人を識別することができる情報又は個人の人格 と密接に関連する発言など公にすることにより、なお個人の権利利益を害する おそれがある情報が存在していることが確認できる。これらは特定の個人を識 別することができる情報であるといえ、条例第7条第2号本文に該当する。

一方、委員及び事務局の発言は、異議申立人の発言を受けて回答しているものであり、委員及び事務局の発言が開示されると、異議申立人の発言が推測できることとなり、そうすると公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるといえ、条例第7条第2号本文に該当する。

また、異議申立人、委員又は事務局の発言は、同号ただし書アからウのいず れにも該当しない。

よって、異議申立人との質疑応答の内容は、条例第7条第2号に該当すると 認められる。

以上から、実施機関が「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として部分開示決定を行った本件処分は妥当である。

# (2) 録音記録の非開示決定について

実施機関の説明によると、録音記録については、担当職員が会議中に書き留める速記メモと同様、担当職員が会議録を作成するまでの個人メモとして取り扱われ、会議録が作成された時点で廃棄されているとのことである。

実施機関の説明に特段不合理な点はなく、当審査会は公文書としての認定はできないものと判断する。

よって、実施機関が、「作成又は取得していないため」として非開示決定を 行った本件処分は妥当である。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 27 年 8 月 3 日	○諮問(実施機関)
平成 27 年 8 月 17 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議

平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 7 月 3 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 31 年 3 月 6 日	○審議

# [別紙]

# 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年7月4日	平成24年1月20日開会の審査会議事録と同会議の録
	音テープについてCD収録の開示。